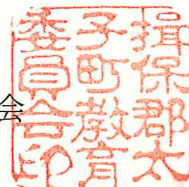


太 教 社 教 第 591 号
令和 3 年 10 月 20 日

太子町社会教育審議会
会長 室 井 美 千 博 様

太子町教育委員会



太子町立グラウンドの設置及び管理に関する
条例の一部改正について（諮問）

町民グラウンドは、平成 13 年 5 月 11 日に総合公園体育施設として開場し、平成 14 年 4 月 1 日より有料化しました。

それ以降は、経年劣化を部分的な補修で対応していましたが、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、グラウンド及びバックネット、用具倉庫の大規模な改修を行ったことにより、さらに施設が充実しております。

また、令和 4 年度からは、夜間用投光照明を設置しナイター営業も始めることもあり、サービス・利便性の向上を図っております。

これらの施設を維持していくためには、多額の費用を要することから、近隣市町等の状況を踏まえつつ、受益者負担適正化の観点から使用料を見直すとともに、使用時間、使用料減免の在り方等、グラウンドの運営・管理について見直しを図りたいと考えております。

つきましては、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご審議いただきたく諮問いたします。

令和 3 年 10 月 20 日

太子町教育委員会 様

太子町社会教育審議会
会長 室 井 美 千 博



太子町立グラウンドの設置及び管理に関する
条例の一部改正について（答申）

令和 3 年 10 月 20 日付太教社教第 591 号で諮問のあった、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

使用料の改正（案）について、他市町の施設の使用料と比較してもほぼ無理のない設定がされており、町民グラウンドの施設・設備における維持管理のためには、使用料の改正の原案は妥当であると考えます。

ただし、以下の意見を付す。

社会教育施設について、改正内容を十分に説明し周知徹底を図るとともに、今後とも、より町民が利用しやすい運営に努めること。